

平成31年度(2019年度)

# 消費生活相談員 資格取得支援講座



長野県では、悪質商法など消費生活に関わる様々な消費者トラブルの解決を手助けする  
国家資格「消費生活相談員」の資格取得を目指す方々を支援する講座を開催します。



～消費生活相談員資格試験について～

次の資格試験に合格すると、消費生活相談員資格を同時に取得できます

■消費生活専門相談員資格認定試験 実施機関：独立行政法人 国民生活センター  
第1次試験 10/12(土) 第2次試験 12/14(土)または12/15(日)

■消費生活アドバイザー試験 実施機関：一般財団法人 日本産業協会  
第1次試験 10/13(日) 第2次試験 12/8(日)

※試験の詳細については、各実施機関に直接お問い合わせください

開催日(全8回、講義時間10:30～16:30(予定)、5/25は10:15～開講式)

5/25(土) 6/8(土) 6/29(土) 7/13(土)

7/20(土) 8/17(土) 8/31(土) 9/7(土)

会場

長野市生涯学習センター 3階 第3学習室

(長野市問御所町1271-3)

## 応募方法

裏面の受講申込書に必要事項をご記入の上、下記お問い合わせ先へ 郵送、FAXまたは  
電子メールにより **5/15(水)までに** ご提出ください(必着)

※受講は、以下のいずれにも該当する方に限ります

- ・18歳以上で長野県内に在住の方
- ・原則として、講座日程の全8回の講義を受講できる方
- ・消費生活相談員資格試験(消費生活専門相談員資格認定試験または消費生活アドバイザー試験)を受験する予定の方

応募多数の場合は、書類選考を行います(結果は全員に郵送で通知します)

受講料・教材費は無料です

会場までの交通費、資格試験の受験に要する費用は自己負担となります

なお、本講座の受講により消費生活相談員資格の取得や就職を保証するものではありません

※消費生活相談員資格を取得した場合は、長野県消費生活相談員人材バンクに登録をお願いします  
(長野県消費生活情報人材バンクの詳細は「長野県消費生活情報」ウェブサイトをご覧ください)

\*お問い合わせ先 **長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係**  
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1  
電話 026-223-6770 FAX 026-223-6771  
電子メール kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

\*長野県消費生活情報 <https://www.nagano-shohi.net/>



